

議提案第2号

ロシアによるウクライナへの侵攻に対する抗議決議

本年2月24日のロシアによるウクライナへの侵攻は、国際法及び国連憲章に違反し、アジアを含む国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり、断じて容認することはできない。

既に、この侵攻により、多数の民間人を含む人々の命が奪われている。

また、ウクライナに活動拠点を置く日本企業等の現地在留邦人の生命及び財産が著しい危険にさらされている事態である。

この侵攻は、力による一方的な現状変更を認めないとする国際秩序の根幹を揺るがすもので看過できない。

ここに、白岡市議会は、今回のロシアによるウクライナへの侵攻に対し、強く抗議するとともに、軍の即時撤収及び国際法の順守を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月9日

埼玉県白岡市議会